平成29年労第168号

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

### 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C支店(以下「会社」という。) に雇用され、D工事現場事務所(以下「現場事務所」という。)において、事務作業に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、交通事故に遭い、後遺症により身体障害者〇級と認定され、障害者雇用枠で会社に雇用されたが、障害によりできないことは行わなくてもよいと言われていたにもかかわらず、現場ではそれらが守られず、平成〇年〇月頃から不調が続き、同年〇月〇日には歩けなくなったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中、右手指のしびれ等が生じたとして、E病院を受診し「胸郭出口症候群術後、末梢神経障害性疼痛」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、Fクリニックを受診し「不安神経症、右胸郭出口症候群術後」と診断された。
- 3 本件は、請求人がこれら疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補 償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の 処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、請求人が本件処分の取消しを 求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人が主張するところの疼痛を中心とする神経症状が強くなったことが、業務 上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審查資料

(略)

# 第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、業務上の精神的・肉体的ストレスに起因して、疼痛を中心とする 神経症状が悪化したと主張している。
- (2) 請求人に係る傷病名について

請求人は、本件の療養補償給付及び休業補償給付を請求した際に、その傷病名を、G医師による「胸郭出口症候群術後」としているところ、同医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を「胸郭出口症候群術後、末梢神経障害性疼痛」とした上で、下肢の症状については、診察所見、MRIなどから明らかなものはないため不明である旨述べている。また、H医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の全身の疼痛について、当てはまる精神科疾患はなく、主訴における心的要因も認めないと述べており、I医師も同年〇月〇日付け意見書において、請求人の身体症状の原因として、精神障害を発病していることと判断することはできない旨述べていることから、請求人に係る疼痛を中心とする神経症状(以下「神経症状」という。)については、その原因となる傷病が特定できないものと考えられる。

この点について、請求人は、J病院及びK病院に受診したと述べて、縷々傷病名を主張するものの、これらに関する明確な医学的な疎明資料が示されておらず、請求人の主張は認めることができない。

よって、請求人に係る本件の傷病名は、胸郭出口症候群術後を除けば、特定

できないものと思料する。

(3) 請求人の業務による身体的又は精神的負荷と神経症状の関連について

業務による身体的又は精神的負荷に関する請求人の主張については、決定書理由に説示のとおりであり、これに対し、L及びMからの申述は、決定書理由に説示のとおりである。

これらを踏まえて検討すると、①週に〇回廃棄するごみ袋の重さは、Lが運べる程度のものであり、②Lが請求人にごみ袋を運べないなら辞めるようにと言ったとする請求人の申述はにわかに信じ難く、逆に、ごみ出しが無理であればしなくていいと請求人に言ったとするLの申述には、障害者に対する常識的な配慮として一定の妥当性が認められ、③請求人は、片手が不自由なのにLからメモを取るように無理な指示をされたと主張するが、Lは、請求人にメモ取りはパソコン、ICレコーダーでもよい旨伝えたと述べており、障害者に対する常識的な配慮として一定の妥当性が認められる。

一方、請求人の主張には対人関係における独自の見解も多々含まれているものと見受けられるが、当審査会としては、請求人の業務における身体的又は精神的負荷が、神経症状の悪化に影響を与えるほど過重なものであったと認めることはできない。

次に、請求人が悪化したと主張する神経症状と業務との関連に関する各医師の前述した意見書における見解をみると、G医師は、疼痛の増強と業務との直接的な因果関係は証明できない旨述べており、I医師も、身体症状の悪化の原因は不明であり、原因が業務にあると判断することはできない、請求人の傷病の発症又は悪化と業務との間に因果関係は認められない旨述べている。

当審査会としても、上記請求人の就労内容はもとより、請求人の神経症状の原因が特定できないことも鑑みると、G医師及びI医師の意見は妥当であり、請求人が悪化したと主張する神経症状と業務との間に相当因果関係があるとは認めがたいと判断する。

- (4) したがって、請求人が悪化したと主張する神経症状については、業務との間 に相当因果関係があるとはいえず、業務上の事由によるものとは認められない。
- (5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を 左右するに足るものは見いだすことはできなかった。
- 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、 請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。